

令和8年7月1日

### ひらつか障がい者福祉プランの中間見直し

本市では、「自分らしさを大切にしながら 多様な個性が輝く 共生のまち ひらつか」を基本理念とし、障がい者福祉に関する基本的な施策の方向性や障害福祉サービス等の提供体制の確保などを定めた「ひらつか障がい者福祉プラン」を令和7年2月に策定しました。

「ひらつか障がい者福祉プラン」は、障がい福祉に関する「平塚市障がい者福祉計画」、「平塚市障がい福祉計画」及び「平塚市障がい児福祉計画」の三つの計画を一つにまとめた計画で、令和11年度までを実施期間としています。

三つの計画のうち、「平塚市障がい福祉計画」及び「平塚市障がい児福祉計画」は、それぞれの根拠法において国が定める「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（以下「基本指針」という。）に則して定めるものと規定されており、主に成果目標や障害福祉サービスの見込み等の数値目標が定められています。

令和9年度の国の基本指針の改正に合わせ、「平塚市障がい福祉計画」及び「平塚市障がい児福祉計画」の中間見直しを実施します。

以 上